

第212回（令和5年11月26日施行）

3級商業簿記

第1問

簿記上の取引の仕訳を通じて、記帳原則と勘定科目の使用についての基礎的な理解を問う問題です。

1. 販売した商品が返品された際の処理を問うています。商品の返品は、商品の売り上げが取り消されたことを意味するため、売上を取り消す（借方に記入する）処理を行うとともに、売掛金を相殺する（貸方に記入）処理を行います。
2. 貸付けを行い、借用証書の代わりに約束手形を受け取った場合の仕訳を問うています。本来、貸付けを行ったならば、貸付金（資産勘定）で処理すればよいのですが、約束手形を借用証書の代用として受け取っているため、手形貸付金で処理します。
3. 給料を支給し、源泉所得税を差し引いて振り込んだ場合の仕訳を問うています。所得税の源泉徴収額¥28,000は所得税預り金勘定として、残額の¥239,000は現金勘定で処理します。
4. 商品を仕入れるにあたり、商品代金の一部を仕入先に前払いした場合の仕訳を問うています。この場合、前払金勘定の借方に記入します。また、小切手を振り出して支払っているので、当座預金勘定の貸方に記入します。
5. 金額・勘定科目が確定しない金銭を受け取った際の処理を問うています。この場合、仮受金勘定で処理します。また、当座預金に振り込まれたので、当座預金勘定の借方に記入します。
6. 株式市場から株式を購入した場合の仕訳を問うています。株式の取得は有価証券勘定として処理します。また、株式市場から株式を購入する場合、証券会社を通じて注文を出すことになり、その取引手数料がかかってきます。この手数料¥5,000は付随費用として有価証券の購入代価¥231,000（＝¥770×300株）に加算され、有価証券の取得原価は¥236,000となります。
7. 当期純利益は損益勘定の貸方残高として計算されます。損益勘定の貸方残高である当期純利益は純資産の増加額ですから、株式会社では繰越利益剰余金勘定の貸方に振り替えます。

第2問

本問は、①資産と負債、純資産、総収益、総費用、そしてそれらと当期純利益との関係、②期首・期末商品、純仕入高、売上原価、純売上高、そして売上総利益との関係についての理解を問うています。なお、当期に損益取引以外の取引で生じた純資産の変動はなかったため、次のiiiの関係が成立します。

「期首(末)資産＝期首(末)負債＋期首(末)純資産」…… i

「当期純利益＝総収益－総費用」…… ii

「期末純資産－期首純資産＝当期純利益」…… iii

「売上原価＝期首商品棚卸高＋純仕入高－期末商品棚卸高」…… iv

「売上総利益＝純売上高－売上原価」…… v

第3問

伝票制を採用した場合の元帳への転記が正しく行われるかを問うています。伝票制度は、企業の管理システムに応じて決められます。今回の出題の管理システムは、現金出納係がいて、企業業務を執行する担当係員（伝票の「係印」）が入金、出金の伝票を作成し、上席の承認（伝票の「承認印」）を受けた上で、現金出納係（伝票の「会計印」）が実際に入出金の処理をする体制を予定しています。現金収支以外の取引は、振替伝票を管理する部局で処理されます。

第4問

本問は、補助簿である小口現金出納帳の記帳を問う問題です。定額資金前渡制（インプレスト・システム）にもとづいていますので、使用した小口現金の金額だけが週末に補給されることに留意して下さい。最後に繰越記入を行うことを忘れないようにしましょう。

第5問

本問は、精算表の作成を通じて、主として決算整理の理解を問う問題です。決算時に行われる決算整理等は、精算表上は修正記入欄に記入します。以下、具体的な決算整理の内容を示します。

1. 三分法により処理されている場合の決算整理では、売上勘定で売上収益が示され、これ

に対応する売上原価が仕入勘定で示されます。次期に繰り越される期末商品価額は、繰越商品勘定で示されます。

2. 貸倒れの見積もりについては、売掛金の残高に2.0%を乗じた金額が、決算整理後の貸倒引当金の金額となるようにします。本間は差額補充法によるため、残高試算表の貸倒引当金の金額と決算整理後の金額との差額を貸倒引当金繰入（費用の勘定）として処理します。
3. 備品の減価償却については、「取得原価－残存価額」を耐用年数の5年で除した金額が、1年分の減価償却費の金額です。また、直接法による処理が要求されていますので、減価償却費の金額だけ、備品勘定を直接減少させるように処理します。
4. 現金過不足は期中において発見された現金帳簿残高と現金実際有高との差額であり、現在調査中のものです。しかし、決算手続中に原因が明らかにならなかった金額については、雑損または雑益として処理し、調査終了とします。
5. 期中において、通信費は支払った金額で記録されているので、精算表の通信費の金額には、当期に計上されるべき通信費の金額の一部が未払いのため含まれていません。当期の損益計算を適正に行うためには、通信費の金額に当期に計上されるべき通信費の未払分を追加する必要があります。
6. 精算表の保険料の金額は、当期に支払った金額が計上されています。つまり、当期だけではなく次期に計上されるべき保険料の前払分も含まれています。当期の損益計算を適正に行うためには、保険料の金額に含まれている次期の保険料分すなわち前払分は控除されなければなりません。